

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 4 級に該当すると
して、障害等級第 5 級として認定した原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、勤務先事業場から普通自動二輪車で帰宅途中、パトカー
から逃走していた普通乗用自動車赤信号で交差点に進入してきたため、衝突し負傷した。
請求人は、〇〇病院に搬送され、「骨盤骨折の疑い、肋骨多発骨折、閉鎖性肺挫傷、多発性
外傷、外傷性血気胸等」の傷病名で入院加療し、平成〇年〇月〇日に治癒となった。
請求人は、治癒後、障害が残存したとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監
督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第 1 に定める障
害等級（以下「障害等級」という。）第 5 級に該当すると、同等級に応じる障害給付を
支給する旨の処分をした。

2 審査請求の理由

監督署長が認定した障害の外に、国土交通大臣による認定では、障害等級第 10 級「1 下
肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの」及び障害等級第 12 級「鎖骨、胸
骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの」を認め、障害等級併合第 4 級
の認定がなされていることから、同様の決定を求めるとしている。

3 原処分庁の意見

請求人に残存する障害の状態は、脳の損傷による高次脳機能障害として、意思疎通能力、
問題解決能力、作業負荷に対する持続力・持久力及び社会行動能力の 4 つの能力（以下「4
能力」という。）の喪失の程度に着目し、評価を行うこととなっており、請求人の能力は、
4 能力の 2 つ以上の能力の半分程度失われたものに該当するため「高次脳機能障害のため、
きわめて軽易な労務のほか服することができないもの」と認められることから、「神経系統
の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができない
もの」（障害等級第 5 級の 1 の 2）に該当すると判断したものである。

4 審査官の判断

(1) 請求人に残存する障害及びその程度

ア 脳の神経系統の機能障害については「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特
に軽易な労務以外の労務に服することができないもの」（障害等級第 5 級の 1 の 2）に該当。
イ 左股関節については、異所性骨化による健側の可動域角度の 2 分の 1 以下に制限される
程度の可動域制限が認められるが、脳の器質的障害のみが原因として生じたものとは考え
にくいことから「1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの」（障害等級
第 10 級の 10）に該当。

ウ 肋骨の変形障害については、著しい変形を残すものとはまでは言えない。

(2) 結論

請求人に残存する障害の程度は、脳の神経系統の機能障害について「障害等級第 5 級の 1 の 2」、左股関節の機能障害について「障害等級第 10 級の 10」に該当することから、併合により、障害等級第 4 級に該当すると判断される。したがって、監督署長が請求人に対してした障害等級第 5 級に応じる障害給付を支給する旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。